

# 2019年版 追補 (法令現在 2021年4月1日)

## アイソトープ法令集Ⅲ—労働安全衛生・輸送・その他関係法令—

### ○新旧対照表\*

#### ①電離放射線障害防止規則

- [あ] 令和元年8月30日 厚生労働省令 第37号 (労働安全衛生規則等の一部を改正する省令)
- [い] 令和2年3月31日 厚生労働省令 第66号 (労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令)
- [う] 令和2年4月1日 厚生労働省令第82号 (電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令)
- [え] 令和2年8月28日 厚生労働省告示第154号 (じん肺法施行規則等の一部を改正する省令)
- [お] 令和2年12月25日 厚生労働省令第208号 (押印を求める手続の見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令)

\*様式の改正部分は、届出等の押印・書面見直しのための変更につき当該追補では割愛

#### ②電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第6項及び第9条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件

- [か] 令和2年4月1日 厚生労働省告示第168号 (電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件)
- [き] 令和2年4月1日 厚生労働省告示第169号 (電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件の一部を改正する件)

#### ③作業環境測定法施行規則(抄)

- [く] 令和元年8月30日 厚生労働省令第37号 (労働安全衛生規則等の一部を改正する省令)
- [け] 令和元年9月13日 厚生労働省令第46号 (成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令)
- [こ] 令和2年1月27日 厚生労働省令第8号 (作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令)

#### ④作業環境測定基準(抄)

#### ⑤作業環境測定士規程(抄)

- [さ] 令和2年1月27日 厚生労働省告示 第18号 (作業環境測定基準等の一部を改正する告示)
- [し] 令和2年4月22日 厚生労働省告示 第192号 (作業環境測定評価基準等の一部を改正する告示)

#### ⑥船員電離放射線障害防止規則

- [す] 令和2年4月1日 国土交通省令 第40号 (船員電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令)
- [せ] 令和2年12月23日 国土交通省令 第98号 (押印を求める手続の見直し等のための国土交通省関係省令の一部を改正する省令)

\*様式の改正部分は、届出等の押印・書面見直しのための変更につき当該追補では割愛

## ⑦船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法(抄)

[そ] 令和2年4月1日 国土交通省告示 第516号 (船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法の一部を改正する告示)

## ⑧職員の放射線障害の防止

[た] 令和元年8月19日 人事院規則 10-5-10 (人事院規則 10-5 (職員の放射線障害の防止) の一部を改正する人事院規則)

[ち] 令和2年4月1日 人事院規則 10-5-11 (人事院規則 10-5 (職員の放射線障害の防止) の一部を改正する人事院規則)

## ○正誤

2019年版 アイソトープ法令集Ⅲ (2019年3月29日 第1刷発行) の正誤表

---

### \* 注記

当該追補は、2019年版アイソトープ法令集Ⅲ(本書)において、2021年4月1日時点の①～⑧の新旧対照表及び本書第1刷の正誤表のみで構成されております。本書に収載された全ての関係法令を追補したものではありません。

①電離放射線障害防止規則

(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 41 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 2 年 12 月 25 日 厚生労働省令第 208 号)	改正前 (最終改正 平成 29 年 3 月 29 日 厚生労働省令第 29 号)												
<p><b>第 5 条</b> 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては <u>5 年間につき 100 ミリシーベルト及び 1 年間につき 50 ミリシーベルト</u>を、皮膚に受けるものについては 1 年間につき 500 ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。〔う〕</p> <p>(線量の測定) <b>第 8 条</b> (略) 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、<u>実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、当該外部被ばくによる線量を算定するために適切と認められるものについて行うものとする。</u>〔う〕 3～6 (略)</p> <p>(線量の測定結果の確認、記録等) <b>第 9 条</b> (略) 2 事業者は、前条第 3 項又は第 5 項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを 30 年間保存しなければならない。ただし、当該記録を 5 年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 人体の組織別の等価線量の 3 月ごと及び 1 年ごとの合計(眼の水晶体に受けた等価線量にあつては、<u>3 月ごと、1 年ごと及び 5 年ごとの合計</u>)〔う〕 (6) (略) 3 (略)</p> <p>(標識の掲示) <b>第 14 条</b> 事業者は、次の表の左欄に掲げる装置又は機器については、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を明記した標識を当該装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">装置又は機器</th> <th style="width: 50%;">揭示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)[あ]</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加工施設等における作業規程) <b>第 41 条の 11</b> 事業者は、加工施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166</p>	装置又は機器	揭示事項	(略)	(略)	放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)[あ]	(略)	<p><b>第 5 条</b> 事業者は、放射線業務従事者の受ける等価線量が、眼の水晶体に受けるものについては <u>1 年間につき 150 ミリシーベルト</u>、皮膚に受けるものについては 1 年間につき 500 ミリシーベルトを、それぞれ超えないようにしなければならない。</p> <p>(線量の測定) <b>第 8 条</b> (略) 2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量(中性子線については、1 センチメートル線量当量)について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第 3 号に掲げる部位に放射線測定器を装着させて行う測定は、<u>70 マイクロメートル線量当量について行うものとする。</u></p> <p>3～6 (略)</p> <p>(線量の測定結果の確認、記録等) <b>第 9 条</b> (略) 2 事業者は、前条第 3 項又は第 5 項の規定による測定又は計算の結果に基づき、次の各号に掲げる放射線業務従事者の線量を、遅滞なく、厚生労働大臣が定める方法により算定し、これを記録し、これを 30 年間保存しなければならない。ただし、当該記録を 5 年間保存した後において、厚生労働大臣が指定する機関に引き渡すときは、この限りでない。 (1)～(4) (略) (5) 人体の組織別の等価線量の 3 月ごと及び 1 年ごとの合計 (6) (略) 3 (略)</p> <p>(標識の掲示) <b>第 14 条</b> 事業者は、次の表の左欄に掲げる装置又は機器については、その区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事項を明記した標識を当該装置若しくは機器又はそれらの付近の見やすい場所に掲げなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">装置又は機器</th> <th style="width: 50%;">揭示事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(加工施設等における作業規程) <b>第 41 条の 11</b> 事業者は、加工施設(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166</p>	装置又は機器	揭示事項	(略)	(略)	放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)	(略)
装置又は機器	揭示事項												
(略)	(略)												
放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)[あ]	(略)												
装置又は機器	揭示事項												
(略)	(略)												
放射性物質を装備している機器のうち放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号)第 12 条の 5 第 2 項に規定する表示付認証機器又は同条第 3 項に規定する表示付特定認証機器(これらの機器に使用する放射線源を交換し、又は洗浄するものを除く。)	(略)												

号)第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。第52条の6第1項において同じ。),再処理施設(同法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。第52条の6第1項において同じ。))又は使用施設等(同法第52条第2項第10号に規定する使用施設等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第41条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。))をいう。第52条の6第1項において同じ。))の管理区域内において核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。))若しくは使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第10項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。))又はこれらによって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。))を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。[い]

(1)～(8) (略)

2 (略)

#### (エックス線作業主任者免許)

**第48条** エックス線作業主任者免許は、エックス線作業主任者免許試験に合格した者のほか次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者[あ]

#### (エックス線作業主任者免許試験の試験科目の免除)

**第51条** 都道府県労働局長は、次の各号に掲げる者に対し、エックス線作業主任者免許試験の試験科目のうち、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除することができる。

(1)放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第2種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者前条第2号及び第3号に掲げる試験科目[あ]

(2) (略)

#### (ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許)

**第52条の4** ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者のほか、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)放射性同位元素等の規制に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者[あ]

様式第1号(第41条の14関係)[お]

様式第1号の2(第57条関係)[え]

様式第1号の3(第57条関係)[え]

様式第2号(第58条関係)(表面)[う][え][お]

様式第2号(第58条関係)(裏面)[え][お]

様式第2号の2(第58条関係)(表面・裏面)[え][お]

様式第4号(第59条の3関係)[お]

様式第5号(第59条の3関係)[お]

様式第6号(第61条関係)[お]

附 則 (令和元年8月30日 厚生労働省令 第37号)

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のため

号)第13条第2項第2号に規定する加工施設をいう。第52条の6第1項において同じ。),再処理施設(同法第44条第2項第2号に規定する再処理施設をいう。第52条の6第1項において同じ。))又は使用施設等(同法第53条第2号に規定する使用施設等(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令(昭和32年政令第324号)第41条に規定する核燃料物質の使用施設等に限る。))をいう。第52条の6第1項において同じ。))の管理区域内において核燃料物質(原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。以下同じ。))若しくは使用済燃料(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第2条第10項に規定する使用済燃料をいう。以下同じ。))又はこれらによって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。以下同じ。))を取り扱う作業を行うときは、これらの作業に関し、次の事項について、労働者の放射線による障害を防止するため必要な規程を定め、これにより作業を行わなければならない。

(1)～(8) (略)

2 (略)

#### (エックス線作業主任者免許)

**第48条** エックス線作業主任者免許は、エックス線作業主任者免許試験に合格した者のほか次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者

#### (エックス線作業主任者免許試験の試験科目の免除)

**第51条** 都道府県労働局長は、次の各号に掲げる者に対し、エックス線作業主任者免許試験の試験科目のうち、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除することができる。

(1)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第2種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者 前条第2号及び第3号に掲げる試験科目

(2) (略)

#### (ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許)

**第52条の4** ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許は、ガンマ線透過写真撮影作業主任者免許試験に合格した者のほか、次の者に対し、都道府県労働局長が与えるものとする。

(1)・(2) (略)

(3)放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状又は第2種放射線取扱主任者免状の交付を受けた者

の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年9月1日)から施行する。〔あ〕

**附 則**(令和2年3月31日 厚生労働省令第66号)

この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律(平成29年法律第15号)の施行の日(令和2年4月1日)から施行する。〔い〕

**附 則**(令和2年4月1日 厚生労働省令第82号)  
(施行期日)

第1条 この省令は、令和3年4月1日から施行する。〔う〕  
(経過措置)

第2条 電離放射線障害防止規則第4条第1項に規定する放射線業務従事者のうち、遮蔽その他の適切な放射線防護措置を講じてもなおその眼の水晶体に受ける等価線量が5年間につき100ミリシーベルトを超えるおそれのある医師であって、その行う診療に高度の専門的な知識経験を必要とし、かつ、そのために後任者を容易に得ることができないものを使用する事業者に対するこの省令による改正後の電離放射線障害防止規則(以下「新規則」という。)第5条第1項の規定の適用については、この省令の施行の日から令和5年3月31日までの間、同項中「5年間につき100ミリシーベルト及び1年間につき50ミリシーベルト」とあるのは、「1年間につき50ミリシーベルト」とする。〔う〕

2 前項の規定の適用を受ける者に対する令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間における新規則第5条第1項の規定の適用については、同項中「5年間につき100ミリシーベルト」とあるのは、「3年間につき60ミリシーベルト」とする。〔う〕

**附 則**(令和2年8月28日 厚生労働省令第154号)  
(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。〔え〕  
(経過措置)

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定によりされている報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定による報告とみなす。〔え〕

3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、合理的に必要と認められる範囲内で、当分の間、これを取り繕って使用することができる。〔え〕

**附 則**(令和2年12月25日 厚生労働省令第208号)  
(施行期日)

第1条 この省令は、公布の日から施行する。〔お〕  
(経過措置)

第2条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。〔お〕

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。〔お〕

②電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第6項及び第9条第2項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件

(昭和63年10月1日 労働省告示第93号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和2年4月1日 厚生労働省告示第169号)	改正前 (最終改正 平成13年3月27日 厚生労働省告示第91号)																																																																																								
<p><b>(線量の算定方法)</b>  <b>第3条</b> 規則第9条第2項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。            (1) (略)            (2) 等価線量の算定は、次のとおりとすること。            イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類に応じて、1センチメートル線量当量、3ミリメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行うこと。            [き]            ロ・ハ (略)</p> <p><b>別表第1</b>            核種及び化学形等ごとの放射性物質に関する実効線量係数及び空気中の放射性物質の濃度に関する限度[か]            第2欄～第4欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第1欄 放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">核種</th> <th style="width: 85%;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>101</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>102</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>103</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>104</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>104m</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>105</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>105m</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>106</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>106m</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>108</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀</td></tr> </tbody> </table>	第1欄 放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	<sup>101</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>102</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>103</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>104</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>104m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>105</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>105m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>106</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>106m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	(略)	(略)	<sup>108</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀	<p><b>(線量の算定方法)</b>  <b>第3条</b> 規則第9条第2項の厚生労働大臣が定める方法は、次に定めるところにより算定する方法とする。            (1) (略)            (2) 等価線量の算定は、次のとおりとすること。            イ 眼の水晶体の等価線量の算定は、放射線の種類及びエネルギーの種類に応じて、1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうちいずれか適切なものによって行うこと。            ロ・ハ (略)</p> <p><b>別表第1</b>            核種及び化学形等ごとの放射性物質に関する実効線量係数及び空気中の放射性物質の濃度に関する限度            第2欄～第4欄 (略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">第1欄 放射性同位元素の種類</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">核種</th> <th style="width: 85%;">化学形等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>101</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>102</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>103</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>104</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>104m</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>105</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>105m</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>106</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>106m</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;"><sup>108</sup>Ag</td><td>硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀</td></tr> </tbody> </table>	第1欄 放射性同位元素の種類		核種	化学形等	(略)	(略)	<sup>101</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>102</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>103</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>104</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>104m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>105</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>105m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>106</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>106m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀	(略)	(略)	<sup>108</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀
第1欄 放射性同位元素の種類																																																																																									
核種	化学形等																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>101</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>102</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>103</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>104</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>104m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>105</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>105m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>106</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>106m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>108</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀																																																																																								
第1欄 放射性同位元素の種類																																																																																									
核種	化学形等																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>101</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>102</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>103</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>104</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>104m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>105</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>105m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>106</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>106m</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								
(略)	(略)																																																																																								
<sup>108</sup> Ag	硝酸塩、硫化物、酸化物、水酸化物及び金属銀																																																																																								

(略)	(略)
<sup>108m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>109m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>110</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>110m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>111</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>111m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>112</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>113</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>113m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)
<sup>115</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物及び水酸化物以外の化合物並びに金属銀
(略)	(略)

**前 文** (令和2年4月1日 厚生労働省告示 第168号)

電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第3条第3項及び第8条第5項の規定に基づき, 電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件(昭和63年労働省告示第93号)の一部を次の表のように改正する。〔か〕

**前 文** (令和2年4月1日 厚生労働省告示第169号)

電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)第9条第2項の規定に基づき, 電離放射線障害防止規則第3条第3項並びに第8条第5項及び第9条第2項の規定に基づく厚生労働大臣が定める限度及び方法を定める件(昭和63年労働省告示第93号)の一部を次の表のように改正し, 令和3年4月1日から適用する。〔き〕

(略)	(略)
<sup>108m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>109m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>110</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>110m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>111</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>111m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>112</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>113</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>113m</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)
<sup>115</sup> Ag	硝酸塩, 硫化物, 酸化物, 水酸化物及び金属銀
(略)	(略)

③作業環境測定法施行規則(抄)

(昭和 50 年 8 月 1 日労働省令第 20 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 2 年 1 月 27 日 厚生労働省令第 8 号)	改正前 (最終改正 平成 30 年 4 月 6 日 厚生労働省令第 59 号)
<p><b>(作業環境測定の実施)</b>  <b>第 3 条</b> 事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 65 条第 1 項の規定により、法第 2 条第 3 号に規定する指定作業場(以下「指定作業場」という。)について同条第 2 号に規定する作業環境測定(以下「作業環境測定」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者</u>に実施させること。〔こ〕</p> <p>イ <u>当該指定作業場において作業に従事する労働者の身体に装着する試料採取機器等を用いて行う作業環境測定に係るデザイン及びサンプリング(以下「個人サンプリング法」という。)</u> 法第 2 条第 4 号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という。)のうち、<u>個人サンプリング法について登録を受けているもの</u>〔こ〕</p> <p>ロ <u>個人サンプリング法以外のもの</u> 作業環境測定士〔こ〕</p> <p>(2) <u>分析(解析を含む。以下同じ。)</u>は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者<u>に実施させること</u>。〔こ〕</p> <p>イ <u>簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析</u> 法第 2 条第 5 号に規定する第 1 種作業環境測定士(以下「第 1 種作業環境測定士」という。)のうち、<u>当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けているもの</u>〔こ〕</p> <p>ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定士〔こ〕</p> <p>2 事業者は、法第 3 条第 1 項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところによらなければならない。〔こ〕</p> <p>(1) <u>デザイン及びサンプリングは、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める法第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関(以下「作業環境測定機関」という。)</u>又は法第 3 条第 2 項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関(以下「指定測定機関」という。)に委託すること。〔こ〕</p> <p>イ <u>個人サンプリング法</u> 個人サンプリング法について登録を受けている作業環境測定機関又は指定測定機関〔こ〕</p> <p>ロ <u>個人サンプリング法以外のもの</u> 作業環境測定機関又は指定測定機関〔こ〕</p> <p>(2) <u>分析は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること</u>。〔こ〕</p> <p>イ <u>簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析</u> 当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている作業環境測定機関又は当該作業場の種類について指定を受けている指定測定機関〔こ〕</p> <p>ロ イに規定する分析以外のもの 作業環境測定機関又は指定測定機関〔こ〕</p>	<p><b>(作業環境測定の実施)</b>  <b>第 3 条</b> 事業者は、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)第 65 条第 1 項の規定により、法第 2 条第 3 号に規定する指定作業場(以下「指定作業場」という。)について同条第 2 号に規定する作業環境測定(以下「作業環境測定」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) <u>簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析(解析を含む。以下同じ。)</u>は、<u>当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第 2 条第 5 号に規定する第 1 種作業環境測定士(以下「第 1 種作業環境測定士」という。)</u>に実施させること。</p> <p>(2) <u>前号に規定する分析以外の作業環境測定は、法第 2 条第 4 号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という。)</u>に実施させること。</p> <p>2 事業者は、法第 3 条第 1 項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところにより、<u>当該作業環境測定を委託しなければならない</u>。</p> <p>(1) <u>簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第 2 条第 7 号に規定する作業環境測定機関(以下「作業環境測定機関」という。)</u>又は<u>当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について指定を受けている法第 3 条第 2 項ただし書の厚生労働大臣が指定する機関(以下「指定測定機関」という。)</u>に委託すること。</p> <p>(2) <u>前号に規定する分析以外の作業環境測定は、作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること</u>。</p>

<p><b>(欠格条項)</b>  <b>第5条の15</b> 法第6条第1号の厚生労働省令で定める者は、<u>精神の機能の障害により作業環境測定士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。〔け〕</u></p> <p><b>(登録事項)</b>  <b>第6条</b> 法第7条第4号の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める事項とする。  〔こ〕  (1) <u>法別表第1第1種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第2号又は同表第2種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第2号に掲げる科目のうち個人サンプリング法に係るものを修了した者 個人サンプリング法を行うことができること〔こ〕</u>  (2) <u>第1種作業環境測定士講習を修了した者 法別表第1第1種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第3号に掲げる科目に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類〔こ〕</u>  (3) <u>第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者で、同条第3項の規定によりその種別が第1種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したもの 其の者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類〔こ〕</u>  (4) <u>第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者及び第5条の2の規定により第2種作業環境測定士としての資格を有する者 個人サンプリング法を行うことができること〔こ〕</u></p> <p><b>(報告)</b>  <b>第12条</b> <u>作業環境測定士又はその法定代理人若しくは同居の親族は、当該作業環境測定士が精神の機能の障害を有する状態となり作業環境測定士の業務の継続が著しく困難となったときは、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合においては、その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。〔け〕</u>  2 <u>作業環境測定士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第6条第3号に該当するに至ったときは、当該作業環境測定士、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。〔け〕</u></p> <p><b>(試験の免除)</b>  <b>第17条</b> 法第14条第3項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第1種試験及び第2種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を免除する。  (1)～(7) (略)  (8) <u>放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号)第34条第1項の規定により選任されている同法第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの 分析の技術に関する科目(別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。)を除く全科目〔く〕</u>  (9)～(21) (略)</p>	<p>(新設)</p> <p><b>(登録事項)</b>  <b>第6条</b> 法第7条第4号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。  (新設)</p> <p>(1) <u>第一種作業環境測定士講習を修了した者において、法別表第1第1種作業環境測定士講習の項講習科目の欄第3号に掲げる科目に係る指定作業場の種類に応じた別表に掲げる作業場の種類</u>  (2) <u>第5条第1項第2号又は第3号に掲げる者で、同条第3項の規定によりその種別が第1種作業環境測定士であると厚生労働大臣が認定したものにあっては、その者が作業環境測定を行うことができる別表に掲げる作業場の種類</u>  (新設)</p> <p><b>(業務廃止等の報告)</b>  <b>第12条</b> (新設)  <u>作業環境測定士がその業務を廃止し、死亡し、又は法第6条第1号若しくは第3号のいずれかに該当するに至ったときは、当該作業環境測定士、その相続人又はその法定代理人は、遅滞なく、その旨を、書面により、所轄都道府県労働局長を経由して厚生労働大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><b>(試験の免除)</b>  <b>第17条</b> 法第14条第3項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる者とし、その者に対して、第1種試験及び第2種試験の科目のうち、それぞれ、当該各号に定める科目を免除する。  (1)～(7) (略)  (8) <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第34条第1項の規定により選任されている同法第35条第1項の第1種放射線取扱主任者免状を有する放射線取扱主任者又は同項の第1種放射線取扱主任者免状を有する者で放射性物質の濃度の測定の実務に3年以上従事した経験を有するもの 分析の技術に関する科目(別表第2号の作業場の作業環境について行う分析の技術を除く。)を除く全科目</u>  (9)～(21) (略)</p>
---	--

<p><b>(講習の免除)</b>  <b>第 25 条</b> 講習を修了した者(第 5 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による認定を受けた者及び第 5 条の 2 に規定する者を含む。)に対しては、法別表第 1 の右欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務(個人サンプリング法に係るものを除く。)を免除する。〔こ〕</p> <p><b>附 則</b> (令和元年 8 月 30 日 厚生労働省令 第 37 号)  この省令は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年 9 月 1 日)から施行する。〔く〕</p> <p><b>附 則</b> (抄)(令和元年 9 月 13 日 厚生労働省令 第 46 号)  (施行期日)  <b>第 1 条</b> この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 37 号)の施行の日(令和元年 9 月 14 日)から施行する。ただし以下「略」〔け〕</p> <p><b>附 則</b> (抄)(令和 2 年 1 月 27 日 厚生労働省令 第 8 号)  (適用期日)  <b>第 1 条</b> この省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。〔こ〕</p>	<p><b>(講習の免除)</b>  <b>第 25 条</b> 講習を修了した者(第 5 条第 1 項第 2 号又は第 3 号の規定による認定を受けた者及び第 5 条の 2 に規定する者を含む。)に対しては、法別表第 1 の右欄に掲げる講習科目のうち労働衛生管理の実務及び作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務を免除する。</p>
---	--

④作業環境測定基準(抄)

(昭和 51 年 4 月 22 日労働省告示第 46 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 2 年 1 月 27 日 厚生労働省告示第 18 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 平成 30 年 4 月 20 日 厚生労働省告示第 213 号)</p>						
<p><b>第 8 条</b> 電離放射線障害防止規則第 53 条第 1 号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定に用いる機器は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める測定機器を用いて行わなければならない。〔さ〕 (削る)</p> <p>(1) <u>ベータ線 70 マイクロメートル線量当量率又は 70 マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの</u>〔さ〕 (2) <u>中性子線 1 センチメートル線量当量率又は 1 センチメートル線量当量を適切に測定できるもの</u>〔さ〕 (3) <u>ガンマ線又はエックス線 1 センチメートル線量当量率若しくは 1 センチメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量率若しくは 70 マイクロメートル線量当量を適切に測定できるもの</u>〔さ〕</p>	<p><b>第 8 条</b> 電離放射線障害防止規則第 53 条第 1 号に掲げる作業場における外部放射線による線量当量率又は線量当量の測定は、次の表の左欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる測定機器を用いて行わなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="810 600 1433 981"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>測 定 機 器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中性子線</td> <td>計数管式中性子測定器, シンチレーション式中性子測定器, 熱ルミネッセンス線量計又はフィルムバッジ</td> </tr> <tr> <td>ガンマ線又はエックス線</td> <td>電離箱式照射線量率計, ガイガ・ミュラー計数管式線量率計, シンチレーション式線量率計, 電離箱式照射線量計, 熱ルミネッセンス線量計, フィルムバッジ又は蛍光ガラス線量計</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設) (新設) (新設)</p>	区 分	測 定 機 器	中性子線	計数管式中性子測定器, シンチレーション式中性子測定器, 熱ルミネッセンス線量計又はフィルムバッジ	ガンマ線又はエックス線	電離箱式照射線量率計, ガイガ・ミュラー計数管式線量率計, シンチレーション式線量率計, 電離箱式照射線量計, 熱ルミネッセンス線量計, フィルムバッジ又は蛍光ガラス線量計
区 分	測 定 機 器						
中性子線	計数管式中性子測定器, シンチレーション式中性子測定器, 熱ルミネッセンス線量計又はフィルムバッジ						
ガンマ線又はエックス線	電離箱式照射線量率計, ガイガ・ミュラー計数管式線量率計, シンチレーション式線量率計, 電離箱式照射線量計, 熱ルミネッセンス線量計, フィルムバッジ又は蛍光ガラス線量計						

⑤作業環境測定士規程(抄)

(昭和 51 年 2 月 28 日労働省告示第 16 号)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 (最終改正 令和 2 年 4 月 22 日 厚生労働省告示第 192 号)	改正前 (最終改正 平成 29 年 4 月 27 日 厚生労働省告示第 186 号)																														
<p><b>(試験)</b> 第 2 条 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第 5 条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の左欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の右欄に定める範囲について行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験の科目</th> <th style="text-align: center;">範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規則別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術[し]</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験の科目	範 囲	(略)		規則別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術[し]	(略)	<p><b>(試験)</b> 第 2 条 作業環境測定法(昭和 50 年法律第 28 号)第 5 条の作業環境測定士試験(以下「試験」という。)は、次の表の左欄に掲げる試験の科目に応じ、それぞれ同表の右欄に定める範囲について行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">試験の科目</th> <th style="text-align: center;">範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	試験の科目	範 囲	(略)		別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)																		
試験の科目	範 囲																														
(略)																															
規則別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術[し]	(略)																														
試験の科目	範 囲																														
(略)																															
別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の技術	(略)																														
<p><b>(講習)</b> 第 3 条 作業環境測定法第 5 条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の左欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の右欄に定める時間により行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">講習の科目</th> <th style="text-align: center;">範 囲</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの[さ]</td> <td>作業環境測定の目的 個人サンプリング法(規則第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する個人サンプリング法をいう。次の項において同じ。)に係るデザインの方法 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い[さ]</td> <td style="text-align: center;">8 時間</td> </tr> <tr> <td>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るもの[さ]</td> <td>作業環境測定の目的 デザイン(個人サンプリング法を除く。)の方法 サンプリング(個人サンプリング法を除く。)の方法 簡易測定機器とその取扱い[さ]</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>規則別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務[さ]</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	講習の科目	範 囲	時 間	(略)			作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの[さ]	作業環境測定の目的 個人サンプリング法(規則第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する個人サンプリング法をいう。次の項において同じ。)に係るデザインの方法 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い[さ]	8 時間	作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るもの[さ]	作業環境測定の目的 デザイン(個人サンプリング法を除く。)の方法 サンプリング(個人サンプリング法を除く。)の方法 簡易測定機器とその取扱い[さ]	(略)	規則別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務[さ]	(略)		<p><b>(講習)</b> 第 3 条 作業環境測定法第 5 条の講習(以下「講習」という。)は、次の表の左欄に掲げる講習の科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に定める範囲について同表の右欄に定める時間により行うものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">講習の科目</th> <th style="text-align: center;">範 囲</th> <th style="text-align: center;">時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務</td> <td>作業環境測定の目的 デザインの方法 サンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	講習の科目	範 囲	時 間	(略)			(新設)			作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務	作業環境測定の目的 デザインの方法 サンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い	(略)	別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)	
講習の科目	範 囲	時 間																													
(略)																															
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法に係るもの[さ]	作業環境測定の目的 個人サンプリング法(規則第 3 条第 1 項第 1 号イに規定する個人サンプリング法をいう。次の項において同じ。)に係るデザインの方法 個人サンプリング法に係るサンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い[さ]	8 時間																													
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務のうち個人サンプリング法以外のものに係るもの[さ]	作業環境測定の目的 デザイン(個人サンプリング法を除く。)の方法 サンプリング(個人サンプリング法を除く。)の方法 簡易測定機器とその取扱い[さ]	(略)																													
規則別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務[さ]	(略)																														
講習の科目	範 囲	時 間																													
(略)																															
(新設)																															
作業環境について行うデザイン及びサンプリングの実務	作業環境測定の目的 デザインの方法 サンプリングの方法 簡易測定機器とその取扱い	(略)																													
別表第 2 号の作業場の作業環境について行う分析の実務	(略)																														

⑥船員電離放射線障害防止規則(抄)

(昭和 48 年 6 月 23 日運輸省令第 21 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 2 年 12 月 23 日 国土交通省令第 98 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 平成 15 年 12 月 22 日 国土交通省令第 118 号)</p>
<p><b>第 7 条</b> 船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量(第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる線量に係る等価線量を除く。)が次に掲げる値を超えないようにしなければならない。〔す〕</p>	<p><b>第 7 条</b> 船舶所有者は、放射線業務従事者の受ける等価線量(第 38 条第 1 項第 3 号に掲げる線量に係る等価線量を除く。)が 1 年間につき、次に掲げる値を超えないようにしなければならない。</p>
<p>(1) 眼の水晶体 <u>5 年間につき 100 ミリシーベルトかつ 1 年間に</u>つき 50 ミリシーベルト〔す〕</p>	<p>(1) 眼の水晶体 <u>150 ミリシーベルト</u></p>
<p>(2) 皮膚 <u>1 年間につき 500 ミリシーベルト</u>〔す〕</p>	<p>(2) 皮膚 <u>500 ミリシーベルト</u></p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(線量の測定)</p>	<p>(線量の測定)</p>
<p><b>第 12 条</b> (略)</p>	<p><b>第 12 条</b> (略)</p>
<p>2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、<u>1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のうち、実効線量及び等価線量の別に応じて、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に考慮して国土交通大臣が適当と認めるもの</u>について行うものとする。〔す〕</p>	<p>2 前項の規定による外部被ばくによる線量の測定は、<u>1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量について行うものとする。ただし、次項の規定により、同項第 2 号に規定する部位に放射線測定器を装備させることにより行う測定は、70 マイクロメートル線量当量について行うものとする。</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>(線量の測定結果の確認及び記録等)</p>	<p>(線量の測定結果の確認及び記録等)</p>
<p><b>第 13 条</b> (略)</p>	<p><b>第 13 条</b> (略)</p>
<p>2 船舶所有者は、前条の規定による測定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、次に掲げる放射線業務従事者の受けた線量を国土交通大臣が告示で定める方法により算出し、その都度記録するとともに、算出の結果を当該船員に知らせなければならない。</p>	<p>2 船舶所有者は、前条の規定による測定又は計算の結果に基づき、遅滞なく、次に掲げる放射線業務従事者の受けた線量を国土交通大臣が告示で定める方法により算出し、その都度記録するとともに、算出の結果を当該船員に知らせなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) 等価線量の 3 月ごとの合計及び 1 年ごとの合計(眼の水晶体に受ける等価線量にあつては、<u>3 月ごとの合計、1 年ごとの合計及び 5 年ごとの合計</u>)〔す〕</p>	<p>(3) 等価線量の 3 月ごとの合計及び 1 年ごとの<u>合計</u></p>
<p>(4) (略)</p>	<p>(4) (略)</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p><b>第 1 号様式</b>(第 40 条関係)〔せ〕</p>	
<p><b>第 2 号様式</b>(第 49 条関係)〔す〕</p>	
<p><b>附 則</b>(令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省令 第 40 号) この省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。〔す〕</p>	
<p><b>附 則</b>(令和 2 年 12 月 23 日 国土交通省令 第 98 号) (施行期日)</p>	
<p>1 この省令は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。〔せ〕 (経過措置)</p>	
<p>2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。〔せ〕</p>	

⑦船員電離放射線障害防止規則の規定に基づき国土交通大臣が定める限度及び方法(抄)

(平成 13 年 3 月 26 日国土交通省告示第 311 号)

(傍線の部分が改正箇所)

<p>改正後 (最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省告示第 516 号)</p>	<p>改正前 (最終改正 平成 14 年 9 月 25 日 国土交通省告示第 843 号)</p>
<p><b>(線量の算出方法)</b>  <b>第 5 条</b> 規則第 13 条第 2 項の国土交通大臣が告示で定める方法は、次の各号に定めるところにより算出する方法とする。  (1) (略)  (2) 等価線量の算出は、次のとおりとすること。  イ 眼の水晶体の等価線量の算出は、放射線の種類及びエネルギーを考慮して、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のいずれかの適切な方法により行うものとする。〔そ〕  ロ・ハ (略)</p> <p><b>別表第 2</b>(第 2 条関係)(略)[そ]</p> <p><b>附 則</b> (令和 2 年 4 月 1 日 国土交通省告示 第 516 号)  この省令は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定は、公布の日から施行する。</p>	<p><b>(線量の算出方法)</b>  <b>第 5 条</b> 規則第 13 条第 2 項の国土交通大臣が告示で定める方法は、次の各号に定めるところにより算出する方法とする。  (1) (略)  (2) 等価線量の算出は、次のとおりとすること。  イ 眼の水晶体の等価線量の算出は、放射線の種類及びエネルギーを考慮して、1 センチメートル線量当量又は 70 マイクロメートル線量当量のいずれかの適切な方法により行うものとする。〔そ〕  ロ・ハ (略)</p>

⑧職員放射線障害の防止

(昭和 38 年 9 月 25 日人事院規則 10-5)

(傍線の部分が改正箇所)

改正後 最終改正 令和 2 年 4 月 1 日 (令和 3 年 4 月 1 日施行)	改正前 最終改正 平成 28 年 1 月 27 日 (平成 28 年 4 月 1 日施行)
<p><b>(職員の実効線量及び等価線量の限度)</b> 第 4 条 (略)</p> <p>2 各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、次の各号に掲げる組織等の区分に応じ、当該各号に定める限度を超えないようにしなければならない。〔ち〕</p> <p>(1) 眼の水晶体 前項第 1 号に規定する 5 年ごとに区分した各期間につき 100 ミリシーベルト及び一の年度につき 50 ミリシーベルト〔ち〕</p> <p>(2) 皮膚 一の年度につき 500 ミリシーベルト〔ち〕</p> <p>(3) 妊娠中の女子の腹部表面 2 ミリシーベルト〔ち〕</p> <p><b>(特例緊急被ばく限度)</b> 第 4 条の 3 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員であって、統括原子力運転検査官又は原子力運転検査官であるもの(原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。第 4 項において「統括原子力運転検査官等」という。)が緊急作業に従事する場合であって、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第 1 号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度(以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。)は、100 ミリシーベルトを超え 250 ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。〔ち〕</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、<u>統括原子力運転検査官等以外の者</u>に従事させてはならない。〔ち〕</p> <p>5 (略)</p> <p><b>(職員の線量の測定)</b> 第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の外部被ばくによる線量の測定は、職員が管理区域に立ち入っている間、継続して、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 測定は、1 センチメートル線量当量、3 ミリメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量のうち、<u>実効線量及び等価線量の別に応じ、放射線の種類及びその有するエネルギーの値に基づき、適切と認められるものについて行うものとする</u>こと。ただし、中性子線については 1 センチメートル線量当量を、次号ハに掲げる部位については 70 マイクロメートル線量当量を測定すること。〔ち〕</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、眼の水晶体の等価線量を算定するための線量の測定は、<u>眼の近傍その他の適切な部位について 3 ミリメートル線量当量を測定することにより行うことができる</u>。〔ち〕</p> <p>4 (略)〔ち〕</p> <p>5 前各項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、<u>放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。以下「放射性同位元素等規制法」という。)</u>第 20 条の規定に基づいて定めら</p>	<p><b>(職員の実効線量及び等価線量の限度)</b> 第 4 条 (略)</p> <p>2 各省各庁の長は、管理区域内において業務を行う放射線業務従事職員の等価線量が、次に掲げる限度を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) <u>一の年度の等価線量の限度</u> 眼の水晶体については 150 ミリシーベルト、皮膚については 500 ミリシーベルト</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 妊娠中の女子の腹部表面の等価線量の限度 2 ミリシーベルト</p> <p><b>(特例緊急被ばく限度)</b> 第 4 条の 3 男子職員又は妊娠する可能性がないと診断された女子職員の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和 32 年法律第 166 号)第 67 条の 2 に規定する原子力保安検査官(原子力規制委員会委員長が指名する者に限る。)が緊急作業に従事する場合であって、その事故の状況その他の事情を勘案し、実効線量の限度について前条第 1 号の規定によることが困難であると人事院が認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該緊急作業の期間中の実効線量の限度(以下この条において「特例緊急被ばく限度」という。)は、100 ミリシーベルトを超え 250 ミリシーベルトを超えない範囲内で人事院が定めることができる。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 特例緊急被ばく限度に係る緊急作業については、<u>第 1 項に規定する原子力保安検査官以外の者</u>に従事させてはならない。</p> <p>5 (略)</p> <p><b>(職員の線量の測定)</b> 第 5 条 (略)</p> <p>2 前項の外部被ばくによる線量の測定は、職員が管理区域に立ち入っている間、継続して、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 測定は、1 センチメートル線量当量及び 70 マイクロメートル線量当量(次号ハに掲げる部位については、70 マイクロメートル線量当量に限る。)について行うものとする。ただし、中性子線については、1 センチメートル線量当量を測定すること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 前 3 項に規定する測定並びにこれらの測定の結果に基づく実効線量及び等価線量の算定は、<u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和 32 年法律第 167 号。以下「防止法」という。)</u>第 20 条の規定に基づいて定めら</p>

<p>れる技術上の基準によって行うものとする。〔た〕〔ち〕</p> <p><b>(施設等の基準)</b>  <b>第6条</b> 各省各庁の長は、職員に放射線業務(第3条第5項第8号の業務を除く。)を行わせるには次条から第10条までに定めるもののほか、<u>放射性同位元素等規制法</u>第6条、<u>医療法</u>(昭和23年法律第205号)第23条及び<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</u>(昭和32年法律第166号)第24条第1項に規定する基準に適合した施設等で行わせなければならない。〔た〕〔ち〕</p> <p><b>(汚染の防止及び除去)</b>  <b>第16条</b> 各省各庁の長は、密封されていない放射性物質又はこれにより汚染された物を使用し、保管し、運搬し、保管廃棄し、又は廃棄する場合等において、放射性物質による汚染(以下「汚染」という。)を防止し、又は除去するに当たっては、次条から第19条までに定めるもののほか、<u>放射性同位元素等規制法</u>第15条から第19条までの規定に基づいて定められる技術上の基準に適合した方法で行わなければならない。〔た〕</p> <p><b>(記録等)</b>  <b>第24条</b> (略)  2 前項第1号については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする3月ごと、一の年度ごと<u>眼の水晶体に受けた等価線量</u>にあつては、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする3月ごと、一の年度ごと並びに第4条第1項第1号に規定する5年ごとに区分した各期間ごと)並びに1月測定職員については毎月1日を初日とする1月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。〔ち〕  3 前項による実効線量及び眼の水晶体に受けた等価線量の算定の結果、一の年度についての<u>実効線量又は眼の水晶体に受けた等価線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該年度以降は、当該年度を含む第4条第1項第1号に規定する5年ごとに区分した期間の累積実効線量(一の年度ごとに算定された実効線量の合計をいう。以下同じ。)</u>及び<u>累積等価線量(一の年度ごとに算定された眼の水晶体に受けた等価線量の合計をいう。以下同じ。)</u>を当該期間中毎年度集計し、<u>それらの線量の記録を作成しなければならない。</u>〔ち〕  4 各省各庁の長は、第5条の規定に基づき線量を測定された職員に、前2項の記録後速やかにその職員の当該期間中の実効線量及び等価線量並びに<u>累積実効線量及び累積等価線量</u>を知らせなければならない。〔ち〕</p> <p><b>(放射線障害防止管理規程)</b>  <b>第27条</b> 各省各庁の長は、職員の放射線障害を防止するため、次に掲げる事項について、放射線業務を行う官署ごとに放射線障害防止管理規程を作成し、職員に周知させなければならない。  (1)～(7) (略)  (8) 職員の実効線量、等価線量、<u>累積実効線量及び累積等価線量</u>並びに放射線施設内における線量当量率等の測定並びにそれらの記録及びその保管に関すること。  〔ち〕  (9)・(10) (略)  2 (略)</p>	<p>れる技術上の基準によって行うものとする。</p> <p><b>(施設等の基準)</b>  <b>第6条</b> 各省各庁の長は、職員に放射線業務(第3条第5項第8号の業務を除く。)を行わせるには次条から第10条までに定めるもののほか、<u>防止法</u>第6条、<u>医療法</u>(昭和23年法律第205号)第23条及び<u>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律</u>第24条第1項に規定する基準に適合した施設等で行わせなければならない。</p> <p><b>(汚染の防止及び除去)</b>  <b>第16条</b> 各省各庁の長は、密封されていない放射性物質又はこれにより汚染された物を使用し、保管し、運搬し、保管廃棄し、又は廃棄する場合等において、放射性物質による汚染(以下「汚染」という。)を防止し、又は除去するに当たっては、次条から第19条までに定めるもののほか、<u>防止法</u>第15条から第19条までの規定に基づいて定められる技術上の基準に適合した方法で行わなければならない。</p> <p><b>(記録等)</b>  <b>第24条</b> (略)  2 前項第1号については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を初日とする3月ごと、一の年度ごと並びに1月測定職員については毎月1日を初日とする1月ごとに、その期間中における線量の測定の結果並びにこれに基づき算定した当該期間における実効線量及び等価線量をそれぞれ記録するものとする。  3 前項による実効線量の算定の結果、一の年度についての<u>実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該年度以降は、当該年度を含む第4条第1項第1号に規定する5年ごとに区分した期間の累積実効線量(一の年度ごとに算定された実効線量の合計をいう。以下同じ。)</u>を当該期間中毎年度集計し、<u>その線量の記録を作成しなければならない。</u>  4 各省各庁の長は、第5条の規定に基づき線量を測定された職員に、前2項の記録後速やかにその職員の当該期間中の実効線量及び等価線量並びに<u>累積実効線量</u>を知らせなければならない。</p> <p><b>(放射線障害防止管理規程)</b>  <b>第27条</b> 各省各庁の長は、職員の放射線障害を防止するため、次に掲げる事項について、放射線業務を行う官署ごとに放射線障害防止管理規程を作成し、職員に周知させなければならない。  (1)～(7) (略)  (8) 職員の実効線量、等価線量及び<u>累積実効線量</u>並びに放射線施設内における線量当量率等の測定並びにそれらの記録及びその保管に関すること。  (9)・(10) (略)  2 (略)</p>
---	---

<p><b>附 則</b>(令和元年 8 月 19 日 人事院規則 10-5-10) この規則は令和元年 9 月 1 日から施行する。〔た〕</p> <p><b>附 則</b>(令和 2 年 4 月 1 日 人事院規則 10-5-11) この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の 3 及び第 6 条の改正規定は、公布の日から施行する。 〔ち〕</p>	
--	--

## 正誤表

(対象:1刷◇ 2020年6月現在)

対象箇所	法令・告示等名	見出し・条・項	誤	正
329 頁 右段 中央付近	放射性同位元素等車両運搬規則関係取扱要領及び核燃料物質等車両運搬規則関係取扱要領について (依命通達)	別添 1 2. 規則及び告示中の主な条項の解釈及び取扱い (4)の(ホ)	第 <u>6</u> 項	第 <u>7</u> 項
		(5)	第 8 条第 <u>6</u> 項	第 8 条第 <u>7</u> 項
330 頁 左段 下から 5 行目	(平成2年官鉄保第127号・貨技第144号)	同上 (11)の (イ)7)	運搬する放射性同位元素等のベクレル(Bq)単位で表された放射能の量の合計 <u>及び A<sub>2</sub> 値の倍数で示した運搬物の全放射エネルギー</u>	運搬する放射性同位元素等のベクレル(Bq)単位で表された放射能の量の合計
331 頁 左段 5 行目		同上 (11)の(ロ)	電子 <u>媒体</u> として	電子 <u>情報</u> として

以上